

消費者権利院制度のポイント

主体は民間、権限は強力、活動は全国。消費者の護民官。

(ポイント①)

相談・あっせん窓口の全国的一元化

- 消費者権利官・地方消費者権利官の下、消費生活相談員が相談・あっせんを実施
- 3桁番号（消費者110番）で、全国、365日受付

* 長期採用により経験を積んだ消費生活相談員による相談・あっせん業務

強力な権限

(ポイント②)

情報の一元的集約と情報発信の迅速・適切化

- 各省庁・都道府県等に対し消費者問題関連情報の報告を義務付け
- 消費生活に関する情報収集・分析とその迅速・適切な公表

* 各省庁からのあらゆる情報を一元化

* 商品テスト等も消費者権利官の下で実施

消費者権利院

「民の心」をもった消費者権利官を長とする消費者権利院を置き、権限行使の体制を確保

- 消費者権利官は民間人から政治任用
- 民間主体の事務局
- 全国どこでも消費者権利官が助けてくれる

* 地方消費者権利官も民間人から政治任用

* 消費生活相談員は、消費者権利院の職員（国家公務員）と位置づけ、身分及び相当額の給与を保障

(ポイント③)

内閣の外に位置するからこそ可能となる、徹底した消費者の立場に立っての権限行使！

- 各省大臣・都道府県知事等に対する調査要求・行政処分の勧告等々
- 国会・内閣に対する立法提言
- 国会の要請に基づく調査・報告

* 消費者権利官は、行政処分の権限を有しないが、内閣の外に位置し、行政主体からの独立性が確保されているからこそ、内閣の方針に拘わらず（閣内不統一の問題は生じない!）、徹頭徹尾、消費者の立場で権限行使。

* 消費者関係法律の企画立案を行い、国会・内閣に立法提言！

* 政府部内における消費者行政の強化を否定するものではないが、相談、あっせん業務は、消費者権利院が行うことが大前提！

(ポイント④)

現実的かつ実効的な「違法収益のはく奪」の制度

- 違法収益はく奪訴訟（適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟や消費者個人による訴訟）を、消費者の立場に立って徹底的に支援
- 上記の訴訟を実効あらしめるために、事業者等の財産保全は、消費者権利官自ら迅速に実行

* 事業者の違法収益は、適格消費者団体と連携してはく奪し、消費者の被害を回復（違法収益散逸防止のための「財産保全」は、集約した情報に基づいて、消費者権利官自らが迅速に実行）

* 適格消費者団体は認定制から登録制に改め、適格消費者団体を増加させる。

強力な権限